8　法第六十八条の三十二第一項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人（第四項の現物分配に係る被現物分配法人であるものに限る。）が、当該現物分配により支援事業所取引譲受資産（同条第一項に規定する障害者就労支援事業所から譲り受けた同項の資産をいう。以下この項において同じ。）の移転を受けていない場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に当該現物分配により支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出をしたとき（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第二十九条の二の二第八項の届出をしたときを含む。）は、当該現物分配については、第四項の規定は、適用しない。

第三十九条の六十三の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第六十八条の三十四第三項に」を「第六十八条の三十四第一項に」に改め、「係る各独立部分」の下に「（構造上区分された数個の部分の各部分をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「第六十八条の三十四第三項」を「第六十八条の三十四第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第六十八条の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅に該当するものとして同項」を「第六十八条の三十四第一項」に改め、「各連結事業年度の」の下に「法人税法第二条第三十二号に規定する」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十九条の六十九第一項第一号中「。以下この号において「平成十六年改正法」という。」及び「、第十項、第十二項若しくは第十六項」を削り、「平成十六年改正法第七条」を「同法第七条」に改め、「、第六十八条の三十二第一項（第二号に係る部分に限る。）、第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十六」及び「又は平成十六年改正法附則第四十九条第六項若しくは第十四項の規定により読み替えて適用する法第六十八条の二十七若しくは第六十八条の三十五の規定」を削り、同項第二号中「附則第四十七条第十四項、第十五項、第十八項、第十九項」を「附則第四十七条第十八項、第十九項」に改め、「第六十八条の二十九第二項、第六十八条の三十第一項（第一号に係る部分に限る。）、」を削り、同項に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項の規定

第三十九条の六十九第三項第二号を削り、同項第三号中「第九号」を「第八号」に、「附則第四十七条第十四項、第十五項、第十八項、第十九項」を「附則第四十七条第十八項、第十九項」に改め、「第六十八条の二十九第二項、第六十八条の三十第一項（第一号に係る部分に限る。）、」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び第十号」を「及び第九号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下この号及び第十二号において「平成二十二年改正法」という。）附則第百十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十二年改正法第十八条の三十四第一項の規定

第三十九条の六十九第三項第八号を削り、同項第九号中「附則第三十三条第十四項、第十五項、第十八項、第十九項」を「附則第三十三条第十八項、第十九項」に改め、「第四十五条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第四十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）、」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十二　平成二十二年改正法附則第七十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十二年改正法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項の規定

第三十九条の七十一第一項第一号中「。以下この号において「平成十六年改正法」という。」及び「、第十項、第十二項若しくは第十六項」を削り、「平成十六年改正法第七条」を「同法第七条」に改め、「、第六十八条の三十二（第一項第二号に係る部分に限る。）、第六十八条の三十四（第一項に係る部分に限る。）若しくは第六十八条の三十六」及び「又は平成十六年改正法附則第四十九条第八項若しくは第十四項の規定により読み替えて適用する法第六十八条の二十七若しくは第六十八条の三十五の規定」を削り、同項第二号中「附則第四十七条第十四項、第十五項、第十八項、第十九項」を「附則第四十七条第十八項、第十九項」に改め、「第六十八条の二十九（第二項に係る部分に限る。）、」を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四（第一項に係る部分に限る。）の規定

第三十九条の七十一第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

第三十九条の七十二第八項中「又は分割型分割」を削り、同条第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割等」に改め、同条第十二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第十九項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）」を「又は現物出資又は事後設立の」を「又は現物出資の」に、「、現物出資又は事後設立」を「又は現物出資に」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改める。

第三十九条の七十四第二項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第八項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第三十九条の七十六第一項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、当該分割型分割の日又は当該分社型分割の日」を「又は当該分割の日」に改める。

第三十九条の八十三第五項第二号中「運送保険又は」の下に「火災共済（火災共済協同組合及び法第五十七条の五第一項第七号に掲げる協同組合連合会の行う共済並びに」を、「同じ。）」の下に「に限る。）」を加え、同項第三号中「火災共済（農家火災共済を除く。）」を「前号に掲げる火災共済以外の火災共済」に改め、同条第十四項中「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。第二号において同じ。）」を「又は現物出資」に、「（分割型分割（その分割型分割が分割法人の法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割を除く。以下この項において同じ。）に係る分割法人にあつては、保険契約の移転をしない分割型分割に係る分割法人を含む。第一号において同じ。）、現物出資法人若しくは事後設立法人」を「若しくは現物出資法人」に、「、被現物出資法人若しくは被事後設立法人」を「若しくは被現物出資法人」に改め、同項第一号中「又は分割型分割に係る分割法人の分割型分割の日を含む連結事業年度」及び「又は当該分割型分割の日」を削り、同項第二号中「分社型分割に係る」を削り、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「分社型分割、現物出資又は事後設立（以下この号及び第四号において「分社型分割等」という。）」を「分割又は現物出資」に改め、同号イ及びロ中「分社型分割等」を「分割又は現物出資」に改め、同項第三号中「又は分割型分割に係る分割承継法人」を削り、「合併又は分割型分割」を「合併」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同号ロ中「最後事業年度等」を「最後事業年度」に改め、同号ハを削り、同項第四号中「分社型分割に係る」を削り、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「分社型分割等」を「分割又は現物出資」に、「分社型分割又は」を「分割又は」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第十五項第二号中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、「及び同条第二項の規定の適用を受ける場合」を削り、「連結事業年度」の下に「（同法第十四条第二項第一号イの規定の適用を受ける場合にあつては、同法第十五条の二第二項に規定する加入月次決算日（次号において「加入月次決算日」という。）の翌日を含む連結事業年度）」を加え、同項第三号中「連結事業年度」の下に「（同法第十四条第二項第一号ロの規定の適用を受ける場合にあつては、加入月次決算日の翌日を含む連結事業年度）」を加え、同条第十八項中「及び法第六十八条の五十五第十八項において準用する法第六十八条の四十三第十八項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」を削り、同条第十九項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「各連結事業年度」の下に「（当該各連結事業年度終了の日において当該連結親法人の行う共済に係る第十三項第一号に規定する異常危険準備金の金額が第五項第一号に規定する当年度保険料等に百分の六十（同条第一項第六号に